

東京都住宅基本条例（抜粋）

平成18年12月22日
条例第165号

第3章 東京都住宅マスタープランの策定等 （東京都住宅マスタープランの策定）

第17条 知事は、東京都住宅マスタープラン（この条例に定める住宅政策の目標及び基本的施策を具体化し、住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 東京都住宅マスタープランにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 住宅政策の展開に当たっての基本的方針
- 三 良質な住宅のストック及び良好な住環境の形成、住宅市場の環境整備並びに都民の居住の安定の確保に関する目標
- 四 前号の目標を達成するために必要な住宅に関する施策
- 五 住宅市街地の整備の方向並びに住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 東京都住宅マスタープランと第19条の区市町村住宅マスタープランとは、調和が保たれたものとする。

4 知事は、東京都住宅マスタープランを定め、又は変更しようとするときは、東京都住宅政策審議会及び区市町村の意見を聴かなければならない。

5 知事は、都民の住宅の需要の動向その他経済社会情勢の変化に応じて、東京都住宅マスタープランの見直しを行うものとする。

（東京都住宅マスタープランの実現のために必要な措置の実施）

第18条 都は、東京都住宅マスタープランの実現のため、住宅の供給及び住宅市街地の整備に関する制度の適切な運用、事業の実施及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（区市町村住宅マスタープランの策定に係る援助等）

第 19 条 都は、区市町村が区市町村住宅マスタープラン（区市町村が当該区市町村の区域において、住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画をいう。）を定め、又は変更しようとするときは、当該区市町村に対し、必要な助言及び援助を行うものとする。

第 4 章 東京都住宅政策審議会

（東京都住宅政策審議会）

第 20 条 第 17 条第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ都における住宅政策に関する重要事項を調査審議させるため、東京都住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の重要事項について知事に建議することができる。

（審議会の組織）

第 21 条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員 30 人以内をもって組織する。

一 学識経験を有する者 20 人以内

二 東京都議会議員 7 人以内

三 区市町村の長の代表 3 人以内

2 前項第一号の委員には、住宅及び住環境の整備に関する分野のほか、都市計画、社会福祉、消費者保護その他の住宅に関連する分野の学識経験を有する者を含むものとする。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くとともに、関係者から意見又は説明を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。